

# 第1回 生活困窮者自立支援制度 ブロック会議説明資料

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課 生活困窮者自立支援室

# テーマ①

より広く支援を届けるために

# より広く支援を届けるために

## 導入：相談件数を取り上げる理由

- 新制度の意義は、これまで十分でなかった生活保護に至る前の生活困窮者に支援を提供することである。生活困窮者の中には、複合的な課題ゆえに「制度の狭間」にあって、適切な支援を受けられなかった者も多く存在する。  
また、モデル事業の結果から、本人は地域から孤立し自ら積極的にSOSを発することが容易ではない（一般的な取組では相談件数が極めて少なくなる）ことがうかがえる。
  - 新たに公費を投入して実施する事業である以上、実績を「見える化」して広く示すことが重要である。中でも、制度施行当初の今、まずは「入口」の整備として、相談件数を確認しこれを確保するための取組が重要であり、このため、これを事業の評価項目に加え、国として目安値も示したところ。  
※ もちろん、評価に当たっては、相談件数や就労増収者数のみならず、支援の内容や意欲の向上・社会参加といった非経済的評価も含め、多面的に行うことが重要である。
  - 相談件数が少ない場合は、ニーズが存在しているにも関わらず、それを適切に把握できていない可能性があることに留意することが必要である。
- ※ 一方、モデル事業時の実績に比べ、大幅に件数増となっている自治体もある。こうした自治体においては、その要因を分析した上で、必要に応じ相談支援体制の強化を検討することが重要である。また、件数増を果たしたノウハウについては、他自治体の参考になるよう情報共有をお願いしたい。

- 昨年9月、家賃の滞納を理由に県営住宅から退去を迫られた母親が、強く追い詰められ娘を窒息死させてしまう事件が発生。
- 事件の詳細は明らかではないが、制度の問題として受け止めた場合、庁内および庁外関係機関との密接な連携体制が構築されていれば、未然に防ぐことができた事案と考えられる。
- 支援や体制整備の遅れは、ときに生命に大きな影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要である。

## A市で発生した事件の概要（報道より。以下同じ。）

- Bさん(女性40代)は、娘(中学生)との二人暮らし。県営住宅で暮らしていたが、パート収入が減り2年前から家賃が支払えなくなる。
- 県は、Bさんに対して複数回にわたり支払いの督促を行った。しかしながらBさんは、家賃を支払うことができず、ついに県から立ち退き命令が下る。
- 県営住宅から退去する当日、Bさんは「県営住宅を退去すれば生きていけなくなる」と強く追い詰められ、娘を窒息死させてしまう。

## 経緯(公的機関との関わり)

- 県が発出した支払いの督促状には、「事情がある場合は相談に応じる」と記されていたが、Bさんが県に家賃の相談をすることはなかった。
- Bさんは、過去に国民健康保険の担当課で短期被保険者証の手続きをし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度概要は聞いたものの再び相談はなかった。

## 【事例から見える課題】

- Bさんは複数の課題を有しており、さまざまな制度を独りで積極的に調整することは容易でなかったとも推察される。
- Bさんは既に複数の相談窓口に行っていたが、問題の解決には至らなかった。
- 各相談窓口で得られた情報が、他の関係部署と共有されることはなかった。
- 利用できる制度やサービスは存在していたが、Bさんには必要な情報が届いていなかった。

## 必要な取組

### ① 庁内体制、関係機関との連携体制の構築

→ 2参照 ※本件では、県と市との連携も重要であったことに留意

### ② 相談窓口における適切な支援の提供

・ 主管部局又は自立相談支援機関においては、相談者の話を丁寧にアセスメントするとともに、気になる相談者については引き続きフォローを行うなど、本人主体による相談支援を実施することが求められる。

当該事案は新聞紙上で、『生活困窮 なぜ救えなかった』と大きく取り上げられた。このような事例はどの地域でも起こりうるものと考えべき。

# 課題1：制度の広報・周知

- ① 制度利用の「入口」となる自立相談支援機関については、各自治体の広報誌等で広報・周知がなされているものと認識しているが、自らSOSを発することが難しい生活困窮者が広報・周知媒体に触れることができるよう、さらなる工夫が求められる。

## 広報に係るチェックリスト

- チラシ・リーフレット等広報物は作成したか？
- 自立相談支援機関が、自治体のホームページに明確な形で掲載されているか？
- 新制度について、自治体の広報誌に掲載するだけでなく、特集を組むなど目立つ形式にしているか？

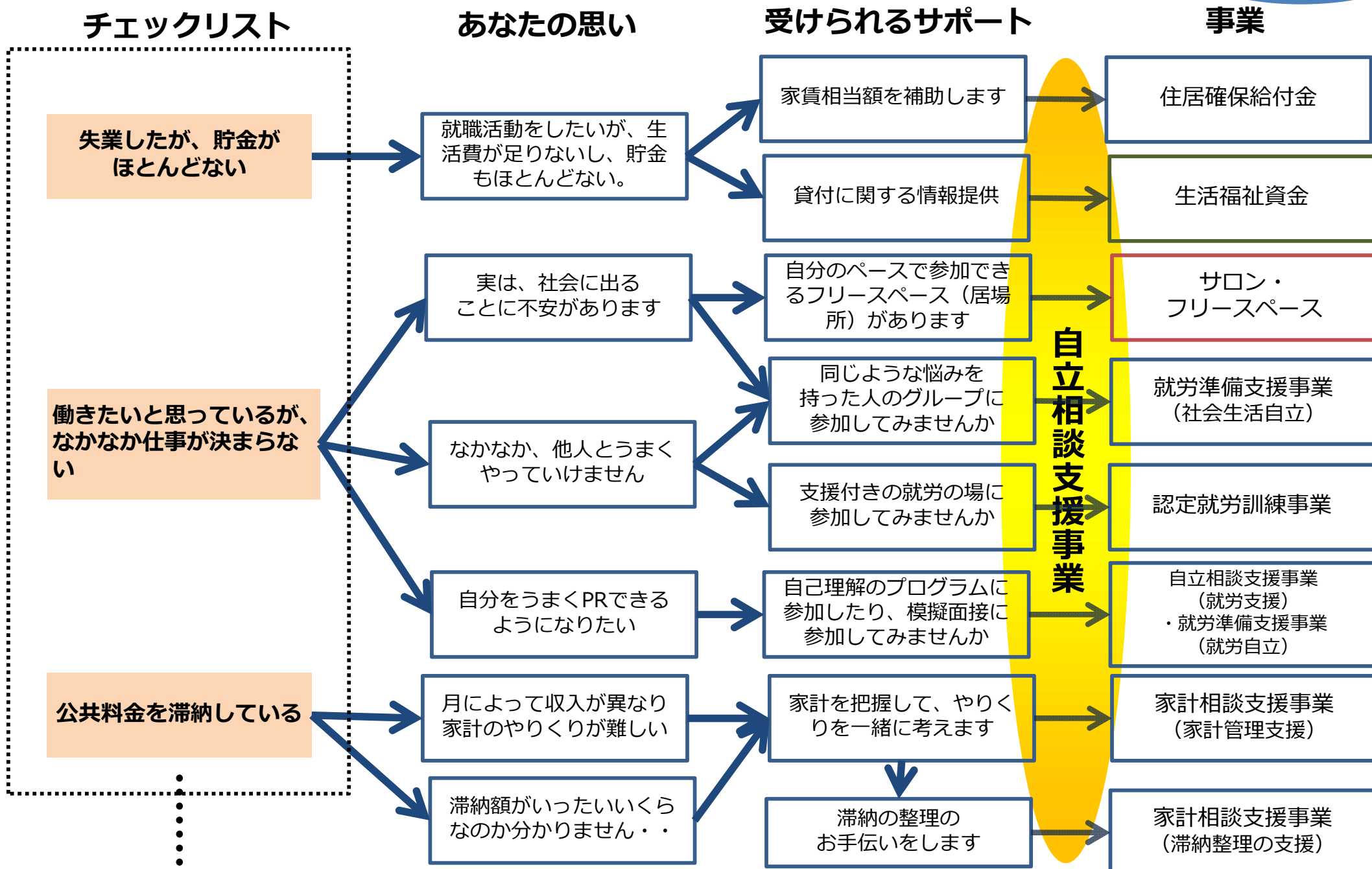
## こんな工夫も

- 自立相談支援機関の名称（愛称）は、分かりやすいものになっているか？  
※ 組織名（例えば「生活福祉課」）だけがホームページに掲載されている例があるが、生活困窮者には相談しにくいと考えられる。
- ホームページ等において、自立相談支援機関の写真や地図を掲載しているか？
- 生活困窮者自らが支援の対象となることが理解できるよう対象者像が示されているか？  
※ 例えば、次ページ「チェックリスト」欄の状態像が記載してあると自分が支援の対象になることが分かりやすいと考えられる。
- 支援内容が具体的に分かるものになっているか？  
※ 具体的な支援内容を分かりやすく示すことで、本人にとってのメリットが明確になる。
- フリーペーパー・ミニコミ誌などに掲載されているか？
- チラシ・リーフレット等は住民に回覧され、又は配達されているか？
- 生活困窮者が訪問する可能性がある公共機関・24時間営業の店舗（例えば、コンビニエンスストア・飲食店・インターネットカフェ）にチラシ・リーフレット等を配置しているか？  
※ この場合、大きさ（カード・サイズにするなど）も検討する。また、自治体転入者に対して、配付することも考えられる。

- ② また庁内関係部署・関係機関に対しても制度のメリット等も積極的にPRすることが求められる。  
(→2参照)

# このようなサポートを受けることができます

チラシ等の  
イメージ



※ これらの事業の利用にあたって、××市〇〇センターで相談を受けていただき、あなたにあった支援プランをつくります。  
（上の図はイメージで、他の機関のサポートをご紹介しますこともあります）。これらの事業の利用には、世帯の収入などの要件が設けられているものがあります。

## 課題2：連携体制の構築

- 広報・周知における工夫を行っても、本人が自立相談支援機関に自らコンタクトを取ることは容易ではないことから、少なくとも当面は、関係部局（関係機関）から紹介が主要な相談経路になり、件数の多寡にリンクしてくるものと考えられる。
- ⇒ 関係部局と緊密に連携を図ることにより、関係部局が生活困窮というニーズを早期に「発見」し、気になる生活困窮者を自立相談支援機関につなぐことが重要。

### <庁内連携先と対象者の例>

- 福祉事務所 生活保護の相談に訪れたが生活保護受給に至らなかった者
- 税・保険・水道の担当部局 税や料金の滞納者
- 消費生活相談・多重債務相談の担当部局 借りすぎ・多重債務者
- 住民総合相談・代表電話受付の担当部局 複合的な課題に係る相談者

### <連携体制構築が必要と考えられる関係機関の例>

福祉事務所、ハローワーク、学校、教育委員会、地域若者サポートステーション、引きこもり地域支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、消費生活相談窓口、更生保護施設、商工会議所等

- ⇒ さらに民生委員のほか、自治会、ボランティアといったインフォーマル部門やライフライン事業者、コンビニエンスストア、飲食店、インターネットカフェなど24時間営業の店舗、不動産仲介業者等などとの連携も徐々に広げていく。

## ＜連携にあたっての工夫＞

- 関係機関の名簿作成（注意点：実質的に動く関係性を構築）
- 定期的な勉強会の開催
- 対象者像を明確にして、自立相談支援機関の利用でどのような支援を受けられるか例示
- 紹介ルールの具体的な設定
- ※ 関係機関から紹介するときは、必要に応じて自立相談支援員等が当該機関に出向いて、面談に同席する。
- ※ 連携することで、各庁内連携先の取組も円滑に進むようになることを伝えることが重要。

## ＜円滑な連携に向けた工夫＞

- 自立相談支援機関から関係部局（関係機関）への紹介についても、生活困窮者の状態に応じた包括的な支援を実現するために、各担当部局が所管する制度・支援メニューを正確に理解した上で、同行することも含めて適切につなぐことが必要である。
- 連携体制の構築の取組は、支援事例を通じて「出口」の整備ひいては「地域づくり」にもつながる。



## 課題3：相談受付とプラン策定

- 複雑な困りごとを抱えている場合、自らの困りごとをうまく表現することができないことも多い。このため、相談受付においては、多様な相談を、広く受けとめる必要がある。
- ⇒ 相談受付は、生活困窮に関わる主訴を有する可能性がある相談（者）について行い、その上で、相談者の状態を適切に判断し、自立相談支援機関で対応するか、他機関へのつなぐか、情報提供を行うかを判断する。

※ 一方で、自立相談支援機関が、生活困窮に関する相談機関であることを適切に広報・周知することは重要である。

自立相談支援機関で対応する場合、本人と協働作業によりプランを策定し、自立相談支援機関を含む各支援機関はこのプランに基づいて、継続的な支援を行う。

### ＜プラン策定の意義＞

- ア) 課題を総合的に整理し、見通しを持って支援を行う
- イ) 本人の課題解決や自立に向けた意欲を高める
- ウ) 本人・自立相談支援機関・関係機関の役割を共有する など

- 支援は、課題解決のために何をめざすかを本人とともに明らかにし、各支援機関において支援内容や役割分担を共有した上で行われるが、こうした内容を「見える化」するものがプランである。
- ⇒ 支援員が頭の中で考えたことを文字にすることで、内容がより明確化され、チームで共有することができるようになる。またそれが適切であるか否か議論し判断することが可能となる。

☆ プランは、旅における「地図」のようなものである。はじめての土地に行くには「地図」が必要である。自分たちがどこにいるのかを「地図」で確認し、どんな「交通手段」を使うかを相談して決める。もし地図がなかったら、とっくに到着できるはずの目的地にたどり着けないかもしれない。

- プラン策定は、それがゴールではなく、相談支援のプロセスのなかで並行的に行うものである。
- 現在、相談受付件数に比して、プラン作成件数が少数に留まっているが、一般に、本人の状況は変化するものであり、それに応じてアセスメントや支援も段階的に行っていくものとして捉え、明らかになった課題から速やかにプランを策定することが重要である。

### <プラン策定のための工夫>

- プランは、本人との信頼関係とパートナーシップに基づいて策定される。まずは本人の訴えをよく聴き、理解することが重要である。
- また、プラン策定前であっても迅速な対応をとることが信頼関係の構築にとって重要である。
- 一定の信頼関係が構築されても、本人の思いがなかなか定まらない場合や支援員としてもプラン策定の時期を迷う場合もある。そのような場合でも、一定の課題の解きほぐしができていれば、プランを策定することが重要。

プランは支援を行うなかで見直されるものであり、モニタリングを通じて、プランを修正（又は再プラン）するといった対応も考えられ、最初から「完璧な」プランを作ることにこだわる必要はない。

- ※ 相談受付・申込票に本人署名がもらえないとの声もあるが、この署名は、支援者と一緒に解決に向けて行動しようという意思表示であり、他機関との情報共有への同意でもある。信頼関係を築くことでこうした点に理解をいただくことが重要である。なお、やむを得ず署名を得られない場合も、自立相談支援機関は支援を提供することができるとともに、個別に同意を取ることで関係機関との連携も可能である。

# (参考) 支援調整会議を活性化するために

## 他の会議との違いは何か

- 自立相談支援機関内部の会議である「受理会議」やいわゆる「ケース会議」とは、支援事例について協議するという意味では変わらないが、支援調整会議は、プラン（案）作成後に、その内容の確認（適切性の確認）を行うものである。
- プラン内容の確認は、①**本人の抱える課題が把握されているか**、②**支援内容が目標（望む生活）に向けたもの**となっているか、③**本人がこれらの内容を理解し、納得した内容が記載されているか**などについて行うもの。

## 支援調整会議はいつ開催するのか

- プランに基づいて支援が実施されるものであるから、プラン（案）作成後、すみやかに会議を開催することが望ましい。
- 月1回の定例会議の直後にプラン（案）を作成した場合、次の会議を開催するまで支援を開始しないのではなく、事後的に報告して了承を得るといった対応が考えられる。一方、こうした事後報告が、形式的な報告とならないように、以後の支援の展開に活かすことが必要。
- このほか、①**定例開催の頻度を増やす**、**複数の合議体を設置する**、②**会議を二層構造にする**（※）といった方法も考えられる。

## 支援調整会議では何をするのか

支援調整会議では、プランの適切性の協議からはじまり、プランの共有をし、支援終了後にはプラン（支援）の評価を行う。こうしたプロセスを踏むことを通じて、支援の質を担保するとともに、地域に不足する社会資源について把握し、（任意事業の追加実施をはじめ）社会資源創出に向けた検討を行うことができる。

※ 例えば、自立相談支援機関、支援実施機関、福祉事務所設置自治体をメンバーとし、プラン内容の確認、プランの共有を行うコアメンバーの会議と、外部の専門職も加え、支援全体の進捗状況の確認、モニタリング・評価の実施等を行うフルメンバーの会議といった構成が考えられる。この場合、フルメンバーの会議は月1回以上（コアメンバーの会議は週1回以上）開催するなどにより、支援調整会議が形骸化しないようにすることが重要である。

# テーマ②

任意事業のさらなる推進

# 就労準備支援事業の意義

## 1. 就労準備支援事業の意義

- 生活困窮者がより安定した職業に就くためには、生活歴や健康状況、家族関係等多くの背景や課題が複合的に絡み合っている中、これらの課題を一つひとつひも解きながら、時間をかけて丁寧に、生活支援と組み合わせた就労支援を展開することが必要。
  - 就労準備支援事業は、生活困窮者の多様な状態像に合わせた包括的な就労支援策の一つであり、「生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者」を対象にするもの（※次ページ参照）。
- ⇒ そうした者に対する支援は時間をかけて丁寧に実施する必要があることから、独立した事業としたもの。

## 2. 就労準備支援事業を実施しない場合…

本人の状態像に合った支援が困難

=

本人の状態像に最適な就労支援を実施できない→その人に対する自立支援が滞るおそれ。

自立相談支援事業へのしわよせ

=

自立相談支援事業では就労準備支援事業のような手厚い支援は想定しておらず、時間をかけて丁寧に支援する必要のある者にきめ細やかな支援をしようとする、自立相談支援事業の負担が大きくなり、本来業務が困難に。

中間的就労へのしわよせ

=

集中的な支援を要する状態の者を中間的就労で受け止めると、本人の負担になるとともに、事業者にとっても負担となり、中間的就労が浸透しないおそれ。

➡ ①本人の状態像に合った支援のために、

②全体として効果的・効率的な新法の実施体制構築のために、

## 3. 実施自治体の声

直ちに一般就労に就くことができない方が多く存在することに気がついた。そうした方には就労準備支援事業が必要。

引きこもり期間が長いと、最初は自己紹介しても目を合わせられない状況で、実習すら急には無理。でも、就労準備支援事業の実施後は顔つきが変わる。

学校や就職先でうまくいかなかった経験があると就職に対する不安感が強いため、「就労の準備」という位置づけが非常に重要。

**就労準備支援事業の積極的な検討が必要**

# (参考)生活困窮者の状態に応じた就労支援

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者	ハローワークの一般職業紹介	一般的な職業相談・職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援	(ハローワーク) 担当者制によるキャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等  (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者	自立相談支援事業の就労支援員	就労意欲の喚起を含む福祉面での支援とともに、担当者制によるハローワークへの同行訪問、キャリア・コンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等
4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る (就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施
5. 就労への移行のため柔軟な働き方をする必要のある者	就労訓練事業 (中間的就労)	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。

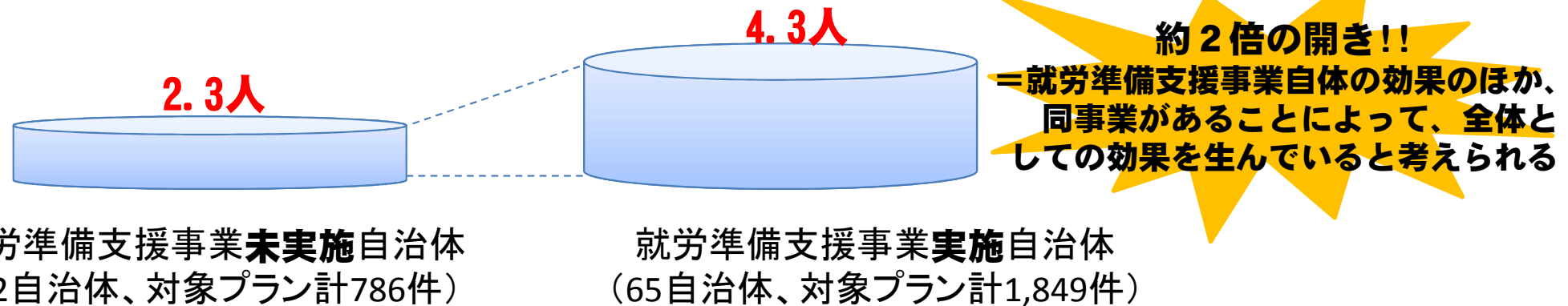
※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施

# 就労準備支援事業の実施状況(平成26年度モデル事業実績より)

## 1. 事業実施自治体・未実施自治体の就労・増収者数の違い

評価実施プランにおける就労・増収者数を就労準備支援事業実施自治体／未実施自治体間で比較。



※人口10万人当たり。就労準備支援事業以外の就労支援によるものも含む。

※平成26年度に評価を実施した全プランのうち、一般就労又は就労増収につながったものを計上。

## 2. 就労準備支援事業利用者の就労・増収率

就労準備支援事業を利用したプランが10件以上あった13自治体における、事業利用者の就労・増収率の分布。

40%以上	25～40%	25%未満
4自治体	6自治体	3自治体

一般就労から距離のある層を対象とする就労準備支援事業であるにも関わらず、就労支援対象者全体の就労・増収率(今年度目安値)と同じ40%を超える自治体が3割、25%以上の自治体まで含めると8割近い。

いずれも、就労準備支援事業の運営方法が未確立であった平成26年度モデル事業の実績であり、今年度以降は本格実施によりさらなる就労・増収効果が見込まれている。

# 効率的な実施のために

## 1. よくあるご意見

就労準備支援事業は対象者が少なく、事業化しにくいのではないかと…。

- 実はニーズは大きい。
- また、効率的な実施のための工夫が可能！

## 2. 効率的な実施のために

### ① 被保護者就労準備支援事業との一体的な実施

生活困窮者が支援の途中で生活保護に至る場合もあること、対象者の安定的な確保、事業の効率的運営の観点から、同一法人への委託等、一体的実施が基本とされている。

(参考) 一体的実施の自治体割合 45% (実施状況調査 (H27. 4) より)

### ② 対象者要件の柔軟な運用 (資産・収入要件は必須でない)

就労準備支援事業の対象者は、施行規則第4条第1号の資産収入要件のほか、第2号に「前号に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者」を規定。

→ ニート・ひきこもり等については、世帯としては第1号の要件に該当しない場合であっても、時間をかけた丁寧な対応が必要であり、将来的なリスクも踏まえ、第2号である程度広く認めることは差し支えない。

### ③ 広域的な実施 (特に都道府県へのお願い)

人口規模の小さな自治体で、対象者が本当に少ないと想定される場合もあるが、こうした場合は近隣自治体との広域実施が効率的。

→ 都道府県におかれては、是非、リーダーシップをとっていただきたい。



# 家計相談支援事業とは

家計相談支援事業とは、「家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取り組み」のことを指す。

## 支援の視点

### 相談者自身が課題が見えるようになる支援

①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握  
(アセスメントの実施と家計表を用いた家計診断)

### ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

②家計再生プランの作成と各種制度利用に向けた支援  
(具体的な目標となる家計計画表やキャッシュフロー表を活用し、具体的な支援内容を提案)

### 相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援  
(目標通りに家計管理ができているかを確認し、必要な支援を実施)

総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活再生に向けて支援していく。

## 具体的な支援業務

- 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- 貸付のあっせん など

# 家計相談支援事業における支援の視点と支援効果

- 家計相談支援では、家計表やキャッシュフロー表等のツールを活用して、「家計」に特化した視点から相談者の課題と現状を明らかにしていく。
- 自立相談支援機関だけでなく家計相談支援機関と一体的に支援を行うことにより、相談者の状況をより一層複眼的に把握することができ、相談者の抱える複合的な課題に対して、早期に適切な支援の方向性を見出すことができる。
- 結果として、再び困窮状態になることへの予防や税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円滑化といった効果が期待される。

## 家計相談と自立相談との連携による複眼的な課題の把握

- 家計相談は、家計表等を活用して相談者の主訴と実際の収支バランスの不均衡を明らかにしたり、
- キャッシュフロー表を活用することで「世帯単位」「家族単位」で相談者の状況を把握する独自の視点を有する。

自立相談支援事業だけでなく家計相談支援事業を組み合わせることで支援を行うことにより、本人の語りだけでは見えにくい家族や生活全般等の潜在化されやすい課題を、早期に明らかにすることができる。

## 家計相談の支援効果

家計の状況に対する気づきと理解

家計再生に向けた意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援計画の作成

- ・相談者が自ら家計を管理できるようになる
- ・家計以外の課題についても気づきを得る
- ・家計が安定化する

再び困窮状態になることへの予防

就職活動の円滑化

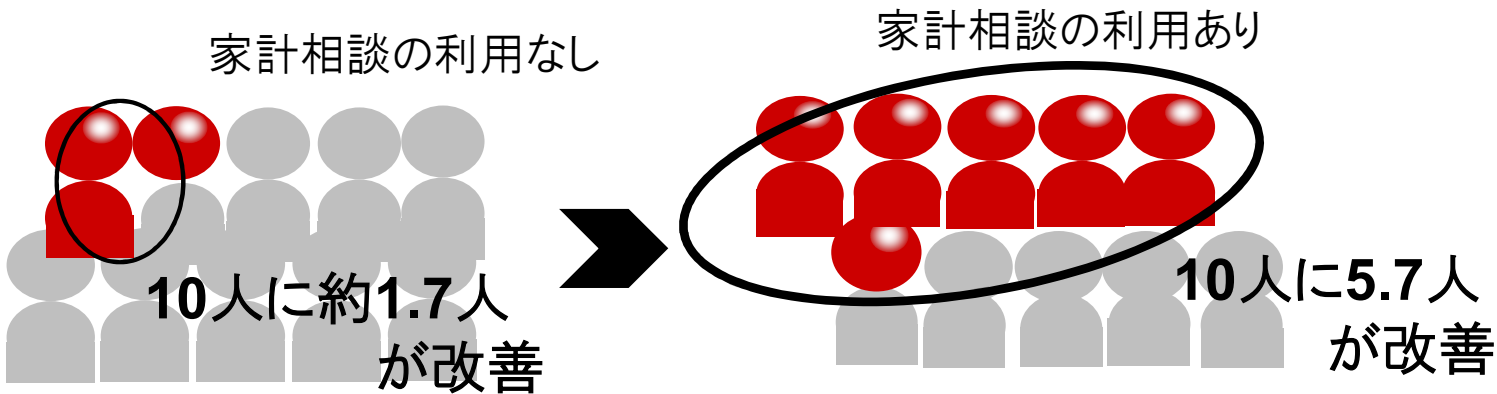
税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

# 家計相談支援事業の利用の有無別に見た効果について（平成26年度モデル事業実績より）

- 家計相談支援事業を利用した場合、利用しない場合に比べ家計改善に関しては約3.3倍、債務整理に関しては約5倍の効果がある。
- こうした家計改善に関する効果だけでなく、家計相談を利用している方が就労収入の増加割合が2倍以上高い。
- また、家計相談支援事業の利用により、対人関係・家族関係の改善や住まいの確保・安定、生活習慣の改善、自立意欲の向上・改善といった、心理社会的側面や生活の質の向上等にも寄与する。

## 【家計が改善した人】



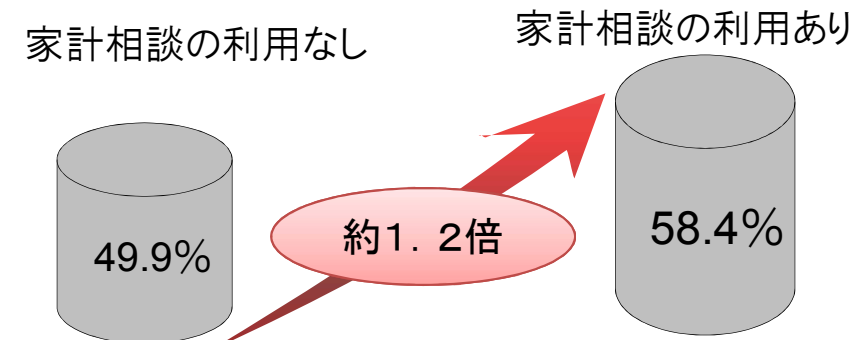
## 「家計相談の利用あり」におけるその他の効果

- 「家計相談の利用なし」と比べると
- 【債務の整理】
    - 約5倍の支援効果
  - 【対人・家族関係の改善】
    - 約1.8倍の支援効果
  - 【住まいの確保安定】
    - 約2倍の支援効果

## 【増収者の割合】



## 【就労開始・増収者の割合】



### ※ 家計相談が増収に効果をもたらす背景

生活困窮者にとって、7~8万円の収入を新たに得ることは、ときとしてハードルが高い場合もある。このような場合、家計相談を利用すると...

⇒ 家計表を作成することで、家計再生に必要な収支改善が例えば6万円であると明確化され、更に3万円の節約が可能であることが明らかになれば、結果的に家計再生に必要な収入増は3万円であることがはっきりする。

⇒ 3万円の増収であれば、就労時間や日数を見直すことで、それほど難しくなく収入を増やせる可能性がある。

また、増収に向けて新たに職を見つける必要がある場合でも、就労先の選択肢が増えることから円滑に就職活動を行うことができる。

# 支援事例からみた家計相談支援のポイント

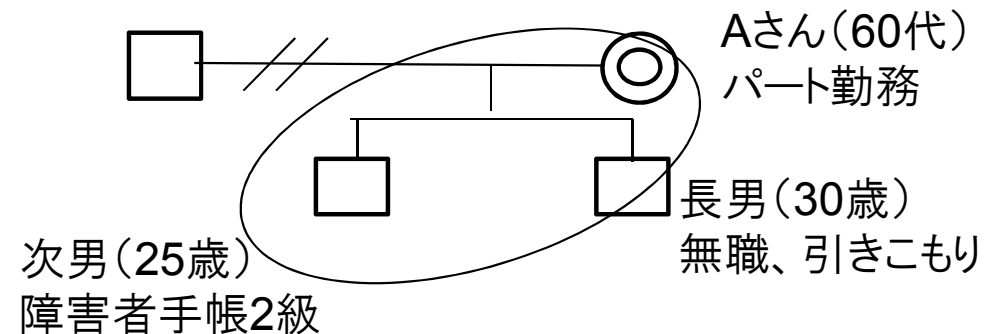
## 本事例から見えてくる主なポイント

- 家計相談支援は、債務整理や各種制度等に関する専門的な知識を必要とするものである。また、家計表等の作成にあたっては、時間をかけて家計に特化した聞き取りを行う。すなわち、自立相談支援事業ではなし得ない、専門的な支援を展開するものである。  
一方、自立相談は幅広く包括的な視点や知識に基づいて支援を実施するものである。両事業は異なる強みを有しており、両事業を組み合わせることによって、より一層包括的な支援が可能となり、効果的・効率的な事業運営が可能となる。
- なお、家計表やキャッシュフロー表等の家計相談独自のツールは、相談者の潜在化された課題の発見や課題の明確化、家計管理に向けた意欲の向上等に寄与するものである。必ずしも、相談者の家計を詳らかにすることを目的として利用するものではないことに留意が必要。

## 事例の概要

### 【家族の状況】 3人家族

相談者 Aさん 60代女性、パート勤務  
家族 長男 30歳、引きこもりが続いている  
次男 25歳、障害者手帳2級



### 【家計状況】

- Aさんは数年前から収入が減少。住民税を滞納している。
- Aさんの収入と次男の障害年金で家計を支えている。
- Aさんの母親が要介護状態のため、Aさんは母親の自宅を毎日訪問している。

# Aさんの相談内容

- (1) 収入が減り、生活が苦しい。税金を滞納している。
- (2) 新しい仕事を見つけて収入を増やしたいがうまくいっていない。
- (3) 長男に対しては、社会との関わりを持って生活できるようになることを希望している。

## 支援の経過 ①

### 家計相談支援員 による面接

#### 相談時家計表の作成

- 家計表の作成を通して、家計の赤字は月約3万円であることが明らかになる。
- 引きこもりの長男がわずかでも就労することで、家計が大きく改善する見込み。

### 家計表作成のポイント

- 家計相談は、相談者の家計の状況を詳らかにすることを目的とする事業ではない。
- もちろん、支援にあたっては、丁寧な聞き取りを通して精度の高い家計表を作成することも重要ではあるが、特に支援の初期段階では相談者との信頼関係の構築に重きを置くことを優先し、必ずしも完璧な家計表の作成を目指す必要はない。
- 正確でない家計表であったとしても、当該内容が本人の主訴と隔たりがある場合、相談者が自らの家計の実態を把握できていないことに気付くことを促す役割も果たす。
- 加えて、相談者が自身の家計の状態を理解することで、現状を改善したいという意欲を高めるためのツールにもなるものである。

# 支援の経過 ②

## 自立相談支援員による面接

- Aさんは、母親の介護をしており仕事を増やすのは困難であることが明らかになる。
- 長男は「働きたい」という強い意志があり、一般就労は難しいが支援付き就労であれば可能。

## 家計相談支援員による面接

### キャッシュフロー表を作成

- 転居することによって、家賃や駐車場代を軽減できることが明らかになる。
- 月約2万円増収すれば、数か月後には滞納していた住民税を納税できることが明らかになる。

### キャッシュフロー表作成のポイント

- キャッシュフロー表を活用することで、長期的な家計の推移を把握することができ、生活の見通しが立てられるようになる。
- これにより、例えば、相談者は滞納していた税等の支払いの見通しを立てることができ、各種税等の滞納の削減を図ることができる。
- また、経年的に家計の推移を示すことによって、相談者の将来の目標や目指すものが明確化され、本人が主体的に家計を管理していこうという気持ちを醸成することができる。



## 自立相談支援員による面接

- 長男の状態に配慮した上で、月2万円程の収入が得られる中間的就労の場を紹介。
- 長男は、週3回働くようになる。

### 家計相談のポイント

- 家計相談支援事業と自立相談支援事業が相まって、更なる支援効果が期待される。
- 例えば当該事例の場合、家計相談によって必要な収入が明確化されたことによって、自立相談支援機関において、的を絞って長男の状態に即した職場を探すことができた。更に、短期間で長男の就職活動ができたことによって、Aさん家族の課題を早期に解決することにも貢献した。

### ※ 自身の家計について話すことに拒否的な人への支援について

多くの相談者は、相談初期段階では家計の状況について話すことに抵抗感を抱くものである。このような時は、無理に聞き取りをするのではなく、まずは本人の状態に合わせて時間をかけて信頼関係を構築していく姿勢が求められる。**21**